

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年5月13日～2021年5月19日)

令和3年(2021年)5月21日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>上院による人権擁護官候補に対する同意案の否決 与党「法と正義」(PiS)による新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の発表 連立与党「合意」除籍議員による新党結成の発表 政党別支持率調査 「国民病院」の閉鎖の発表 ラウ外相のV4外相会合への出席 ブワシュチャク国防相、リトアニア国防相と会談 ポーランド軍、NATOの Spring Storm 演習へ参加 シコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣の臨時EU外務理事会出席 アンジェイチャク統合参謀長、NATO軍事委員会会合に出席 アンジェイチャク統合参謀長、EU軍事委員会に出席</p>									
<p>治安等</p> <p>テロの脅威に関する情報機関幹部の発言 電動スクーターなどに係る新たな規制が施行</p>									
<p>経済</p> <p>最低賃金引き上げに関する議論 新たな社会経済プログラム「Polish Deal」に関するビジネス界等の反応 「Polish Deal」の利益対象 大気汚染に関する調査報告 滞在許可証の発行状況 4月の物価動向 ポーランド企業、エネルギー戦略に批判的【13日】 電気自動車が人気上昇 スウェーデン企業、ポーランドでエネルギー貯蔵システム組立工場建設計画を発表 CO2排出量取引制度の改定 国営電力会社の石炭部門分離に関する計画、政府内の反対に直面 原子力発電所建設計画見通し 高温ガス炉計画の動向</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先大使館領事部 電話22 696 5005 「e」x 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 (お願い)3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

上院による人権擁護官候補に対する同意案の否決【13日】

13日、上院は、下院によって新しい人権擁護官候補に指名された「法と正義」(PiS)所属のブルブレフスキ下院議員に対する同意案の投票を行い、賛成48、反対49、棄権2でこれを否決した。憲法法廷の判決によれば、現職のポドナル人権擁護官の任期は7月15日に終了することとなっており、それまでに新たな人権擁護官を選出できなければ、同ポストは空席となると見込まれている。

与党「法と正義」(PiS)による新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の発表【15日】

15日、与党「法と正義」(PiS)は政策党大会を開催し、パンデミック後の経済成長政策として、新たな社会経済プログラムである「Polish Deal」を発表した。同集会では、カチンスキ副首相(PiS党首)、モラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣(連立与党「合意」党首)、ジョブロ法相(連立与党「連帯ポーランド」党首)がそれぞれ演説を行った。

モラヴィエツキ首相は、「Polish Deal」における5つの優先課題として、①医療制度、②税制、③年金、④住宅、⑤投資を掲げ、これら以外にも家族・社会政策、農業、教育、環境、サイバー等の幅広い分野に言及した。また、同首相は、本プログラムを具現化する数十の法案を準備している旨述べ、17日より、本プログラムの推進のために地方遊説を開始するとした。

連立与党「合意」除籍議員による新党結成の発表【17日】

17日、本年2月に連立与党「合意」から除籍処分を受けていたピエラン欧州議員は、自身のグループとともに6月に新たな政党を結成することを発表した。同議員とゴヴィン「合意」党首の間には対立が生じており、同党首に反対する「合意」所属議員も新党に参加すると見られている。なお、同議員は、新しく結成される政党は連立与党に留まることになると説明している。

政党別支持率調査【17日】

17日、世論調査機関CBOSは、5月に選挙が実施された場合の各政党の得票率に関する調査結果を発表した。同調査によれば、与党「法と正義」(PiS)が33%(4月比+1%)、「ポーランド2050」が17%(同+1%)、「市民プラットフォーム」(PO)が11%(同-3%)、「左派」が6%(同+1%)、「同盟」が6%(同+1%)を得票する結果となった。なお、特定の政党を支持しないと回答したのは19%であった。同調査は5月6日から16日にかけて実施された。

「国民病院」の閉鎖の発表【19日】

19日、ドヴォルチク首相府長官は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応のためにワルシャワに建設された臨時病院(「国民病院」)を22日で閉鎖することを発表した。同病院はポーランドで最初に建設された臨時病院であり、これまで1,800人の同感染症患者を受け入れるとともに、ワクチン接種センターとしても利用されていた。

外交・安全保障

ラウ外相のV4外相会合への出席【14日】

14日、ラウ外相は、ウッチにおいて実施されたV4外相会合に出席した。V4外相は、本年のV4発足30周年に向けてこれまでの協力関係を総括するとともに、本年2月にクラクフで行なわれた首脳会合で採択されたV4発足30周年記念共同宣言の実施状況を確認した。ラウ外相は、同宣言について、持続可能な開発と環境保護、エネルギーと輸送、安全保障と国際的な課題における協力といった社会的、経済的、革新的な問題におけるV4の具体的な協力分野を定義するものであると強調した。

また、V4外相は、経済や新技術、特に新型コロナウイルス感染症からの復興という観点から、V4諸国間の協力関係の更なる強化について意見交換を行った。さらに、V4外相は、V4協力における現在の優先事項と、本年7月からのハンガリー議長国下に

おけるプログラムについても議論した。ラウ外相は、V4諸国にとって西バルカン諸国との協力が非常に重要であることを指摘し、本年6月にポズナンにおいて「V4+西バルカン」外相会合を実施することを発表した。

ブワシュチャク国防相、リトアニア国防相と会談【14日】

14日、ブワシュチャク国防相は、ワルシャワ訪問中のアヌサウスカス・リトアニア国防相と会談し、ポーランドとリトアニアの軍事協力の進展、東欧地域の安全保障状況及びロシアの挑発的な行動による各種脅威について議論した。同リトアニア国防相は、両国の協力が共通の脅威認識に基づく強固なものであり、ポーランドは防衛及び安全保障分野における戦略的なパートナーであると強調した。

ポーランド軍、NATOの Spring Storm 演習へ参加【17日】

17日から6月5日までの間、エストニアにおいて、NATOの Spring Storm 演習が実施される。今年と同演習は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐ観点から制限されたものとなるが、エストニア、デンマーク、フランス、ラトビア、ポーランド、米国、英国及びイタリアに加え、NATO戦闘群の7,000名が参加することとなっている。同演習の目的は、各級司令部の協力及び各部隊の戦闘任務に対する即応態勢を整えることである。昨年は、エストニア、フランス及び英国が参加し、3,200名規模であった。

シコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣の臨時EU外務理事会出席【18日】

18日、シコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、ビデオ会合形式で実施された臨時EU外務理事会に出席し、激化するイスラエル・パレスチナ情勢について議論した。同副大臣は、イスラエルとパレスチナの紛争における暴力の過激化について懸念を表明し、外交的行動の必要性を強調した。また、同副大臣は、ガザ地区の人的状況と多数の民間人の犠牲者が出ていることを強調し、イスラエルの自衛権を認めつつ、ガザ地区での軍事行動は人道法に従い均衡のとれたものでなければならぬと強調した。さらに、同副大臣は、ユダヤ人入植地の開発やパレスチナ人による暴力など、現在の過激化の根本原因が解決されていないことを指摘し、イスラエルとパレスチ

ナの紛争は、「二国家解決」の考えに基づく双方の対話によって解決されるべきであると主張した。

アンジェイチャク統合参謀長、NATO軍事委員会会合に出席【18日】

18日、アンジェイチャク統合参謀長は、NATO軍事委員会会合に出席し、将来を見据えた開発計画、軍事作戦・任務及び現在の課題に対する同盟の適用を示したNATO2030について議論を行い、ジョージア及びウクライナとNATOとの関係に関するセッションに参加した。また、同軍事委員会の審議では、NATO東方地域の安全保障に対する評価及びロシアの挑発的な行動に対するポーランドの立場を表明する機会が与えられた。また、同審議では、同盟国による抑止・防衛戦略に関する議論も行われた。さらに、同統合参謀長は、ホムチャク・ウクライナ軍司令官とバイ会談を行い、ウクライナ東部における安全保障状況及び軍事レベルでの協力について議論を行った。また、同統合参謀長は、マティアシュウィリ・ジョージア軍参謀長とコーカサス地方の安全保障についても意見交換を行い、両国軍の軍事協力の可能性について議論を行った。

アンジェイチャク統合参謀長、EU軍事委員会に出席【19日】

19日、アンジェイチャク統合参謀長はEU軍事委員会に出席し、各国軍参謀長らと現在の脅威、防衛に関するEUの目標など、戦闘群及び共通の軍事作戦を焦点として議論を行った。

治 安 等

テロの脅威に関する情報機関幹部の発言【5月14日】

情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、報道機関とのインタビューにおいて、アルカイダが西欧諸国の警察官を狙ったテロを計画しているという報道に言及し、標的は警察官だけでなく、軍と関係する法執行機関の責任者も含まれるなどと強調した。同報道官は、当国情報機関がテロ組織の活動を常に監視していると指摘した上、現在、民間人や治安機関関係者を狙った国内でのテロ攻撃について、その脅威を示す信頼できる情報を有していないと述べた。その上で、当地におけるテ

ロの脅威レベルは依然として低いものであると評価した。

電動スクーターなどの新たな規制が施行【20日】

5月20日、新たに改正された道路交通法が施行され、電動スクーターや一人乗り用電動車両、ローラスケート・スケートボードといった遊具などにかかる規制が変更された。これらについて、以後、飲酒状態での運転は禁止され、最高速度は原則時速20kmに制限される。また、10歳未満の子供は、保護者の監視下や住居敷地内でしか電動スクーターを運転できなくなる。

経 済

経済政策

最低賃金引き上げに関する議論【13日】

連立与党関係者は、来年最低賃金の引き上げが行われると述べており、現在の月額2,800ズロチから2,985ズロチ(ネットでは2,203ズロチ)となる見込みである。政府によると、最新の統計では202

1年第1四半期の平均月額賃金は5,682ズロチ(ネットでは4,095ズロチ)となっており、最低賃金引き上げの根拠を示しているという。これに対し、労働組合側は、物価上昇が低所得層に大きな影響をもたらしていることを理由に、賃金引き上げは必須と

して、政府との協議に強固な姿勢で臨む構えを見せている。全ポーランド労働組合連合(OPZZ)は、ネットで500ズロチの増額を要求している。他方、雇用主側は不況からの復興期は最低賃金引き上げに良いタイミングではないと主張している。

新たな社会経済プログラム「Polish Deal」に関するビジネス界等の反応【17日】

15日に与党「法と正義」(PiS)が発表した新たな社会経済プログラム「Polish Deal」に関し、様々な意見が出ている。政府は、同プログラムの実施にあたり、2030年までに総額6,510億ズロチ、年平均742億ズロチが必要となると試算している。これは、年間GDPの約3~4%に相当する。国内の資金措置には言及があるが、具体的な財源は明らかにされていない。また、同プログラムの優先課題の一つである個人所得税の非課税対象額の3万ズロチへの拡大や32%の累進課税の適用対象額の12万ズロチへの引き上げは、低・中所得層には有益である一方、ビジネス界はその負担が増加することへの懸念を示している。また、これまで所得税の控除対象となっていた健康保険料が、控除対象外となることで、むしろ負担増となるケースも有る。ポーランド民間経

営者連盟(Lewiatan)のヴイトゥツキ会長は、同プログラムは企業家や高所得層の負担によって補填されると考えている。また、ビジネス・センター・クラブの専門家は、同プログラムの下で実施される改革は、税負担の増加を伴わない場合には正当化されるとコメントした。さらに、個人所得税の税収減の影響を最も大きく受けるのは、国から同税収の半額を受け取っている地方政府であり、地方政府関係者も懸念の声を挙げている。

「Polish Deal」の利益対象【19日】

財務省の報告によると、新たな社会経済政策「Polish Deal」の税制及び保険料制度改革により、年収10万5,000ズロチ以上の富裕層(全体の10%)は年間総額187億ズロチの負担増、その他の90%の納税者は年間総額238億ズロチの負担減が見込まれるという。同省は、これにより年金受給者800万人を含む約1,800万人が利益を享受すると試算している。最大の利益享受者は年収約3万ズロチの人々で、最低賃金で働く人々は年間約1,670ズロチ、月収3,000ズロチで働く人々は年間約1,550ズロチの負担軽減が見込まれる。

マクロ経済動向・統計

大気汚染に関する調査報告【13日】

欧州委員会の専門家チームによって収集されたデータに基づき、人口50万人以上の都市を対象とした大気汚染に関するAirly社の報告に、上位20都市にポーランドの3都市(ウッチ、カトヴィツェ、クラクフ)がランクインした。最も大気汚染の状況が酷かったのはインドのデリーであった。世界保健機関(WHO)及び欧州環境庁によると、大気汚染は毎年世界で約700万人の早世をもたらしており、うちポーランドでは4万6,000人が早世しているという。

滞在許可証の発行状況【14日】

外国人局によると、現在有効な滞在許可証を保有している外国人は48万3,500人で、ウクライナ

人(26万5,300人)、ベラルーシ人(3万1,500人)、ドイツ人(2万人)が大半を占めている。また、20~39歳の若者層が多いという(約27万5,000人)。

4月の物価動向【14-17日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比4.3%増、対前月比0.8%増となった。サービス価格は対前年同月比6.8%増、商品価格は対前年同月比3.6%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた4月のコア・インフレ率は対前年同月比3.9%増、対前月比同となった。

ポーランド産業動向

ポーランド企業、エネルギー戦略に批判的【13日】

ポーランド企業協議会(RP)は、「2040年までのポーランドのエネルギー戦略(PEP2040)」について、天然ガスを中心とした資源の輸入依存度を高め、エネルギー安全保障を脅かすものであると警告している。同協議会は、政府文書は時代遅れの仮定に基づいており、ポーランド経済のニーズにほとんど対応していないという見解を示している。同協議会のアナリストは、エネルギー政策によって、欧州の資金で行われるエネルギー転換で得た利益に占める中小企業の割合が制限されていると指摘している。PEP

2040では、主に公的な大規模投資プロジェクトが優先され、中小企業は下請けとしての役割しか期待されておらず、ポーランド経済の革新性や国際収支への貢献は期待できないとしている。また、大気質改善に重要な役割を果たしているにもかかわらず、中央政府は自治政府が提案するプロジェクトを嫌っていることを強調している。

電気自動車が人気上昇【17日】

最新の研究によると、100km 走行するときのガソリン車のコストは28.34ズロチであるが、電気自動

車の場合は9.15ズロチであるという。2021年1～4月には電気自動車の新規登録が5,100台あり、2020年の同時期の137%以上であった。4月末時点でポーランド国内では272,000台の電気自動車（ハイブリッドを含む）が登録されているが、これは全自動車の1.2%に相当し、電気自動車の充電インフラについては、4月末時点で充電スタンドが1,456か所まで増加している。ただ、国家復興計画における排出自動車輸送開発には10億ズロチしか当てられておらず、他国は10倍以上であると指摘されている。

スウェーデン企業、ポーランドでエネルギー貯蔵システム組立工場建設計画を発表【18日】

Northvolt社（スウェーデンリチウムイオン電池メーカー）は、2億ドルを投じて2022年にグダンスクに工場を建設すると発表した。これに向け今後1年半の間に新たに500人を雇用する見込みである。同社は、スウェーデンで生産されたリチウムイオン電池を今後建設される同工場に送り、エネルギー貯蔵システム一式に組み立て、顧客に提供する予定である。また、同社は、2030年までに、生産に使用する材料の50%をリサイクルで補填する事を目標としており、使用済みの電池モジュールは、スウェーデンでリサイクルされる。

エネルギー・環境

CO2排出量取引制度の改定【13日】

欧州委員会は、CO2排出量取引制度（ETS）を住宅や輸送業界へ拡大する目的で、同制度の改定に向けて動いており、6月から7月にかけて当該提案が発表される予定である。しかし、フランス、イタリア、V4の国々を含む11の加盟国が拡大に反対している。改定が決まると、石炭の有用性やコストを含め、ポーランドの将来のエネルギーシステムに直接影響を及ぼすこととなる。5月21日時点で、ポーランド市場におけるCO2排出枠は1トン当たり53.95ユーロを記録し、2021年には、CO2排出枠売上高は64億ズロチの国家予算の歳入となり、同年末には200億ズロチを超える見込みである。2020年のCO2排出枠の平均価格は24ユーロで、2020年のポーランドの国家予算の合計歳入額は32億ユーロであった。

国営電力会社の石炭部門分離に関する計画、政府内の反対に直面【18日】

各電力会社保有の石炭火力発電所及び褐炭鉱山を国家エネルギー安全保障庁（NABE）に分離する

国有財産省の提案に、政府内で反対する意見が上がっている。当地日刊紙によると、同省は4月中旬に申し立てを行ったにもかかわらず、関連規則が閣議の議題に加えられていない。評論家は、NABEの自己資金で運営されるという同省の宣言が信用されておらず、NABEが補助金を必要とすることが判明した場合、EUとの間に問題が生じる可能性を指摘している。

原子力発電所建設計画見通し【16日】

ポーランドの閣僚（匿名）は、当地日刊紙に対し、国家原子力戦略で想定されている2033年の原子力発電所の稼働は遅れる可能性が高く、最初の原子力発電所の運転開始には最低でも15年は必要であると述べた。ILFコンサルティング・ポルスカ所属の研究者は、組織的・政治的な課題が数多くあることを理由に、計画されている6～9GWではなく、2040までに3GWの原子力発電ブロックの建設のほうが現実的と思料されると報告した。

エネルギー・環境

高温ガス炉計画の動向【12日】

教育・科学省と国立原子力センター（NCBJ）は高温ガス冷却炉（HTGR）の設計作業に関する契約を締結した。署名式には、クルティカ気候・環境大臣、チャルネク教育・科学大臣及びクレク国立原子力センター長が出席した。この合意により、NCBJにおいて

3年以内にポーランドにおける高温ガス研究炉の建設要件を作ることとなる。チャルネク大臣は、研究炉の技術設計に1,300万ユーロを措置することで、原子力技術の発展に向けてポーランドと日本の協力を強化したいという考えを示した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェン

ゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全地域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行くと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発信いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勤めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail@wr.mofa.go.jp)